公

○身体障害者福祉法による医師の指定……………………

〇右

同

つ右

同.....

〇右 ○右

同

○右

第六百二十一号

# 令和五年 (金曜日) により公示する。

告

示

目

次

○難病の患者に対する医療等に関する法律による医療機関の ○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための 法律による指定自立支援医療機関の指定の辞退………… (障害福祉課) :: :

○漁船保険付保義務の同意を求めるための届出…………… (三八地域)

同

: =

○農地を利用する権利の設定の裁定申請………………… (構造政策課) … 二 政 課) :: 三

県東 民地 局域 :  $\equiv$ 

同.....

同 同 : : 四 四

県上 民 地 同 局域 : : ᄪ 깯

:

Ħ.

県下 民地 局域

示

青森県告示第三百九十九号

項の規定により、 難病の患者に対する医療等に関する法律 医療機関を次のとおり指定したので、同法第二十四条第一号の規定 (平成二十六年法律第五十号) 第五条第一

令和五年六月九日

青森県知事

三

村

申

日定

Ŧi.

きたぞの薬局	北園内科クリニック	名
	ック	称
十和田市西二	十和田市西二	所
一十一番町一	一十一番町一	在
四の二〇	四の三八	地
五。四。	ェ令 ・和 呼・	年指 月

青森県告示第四百号

生医療)がその指定を辞退したので、同法第六十九条第三号の規定により公示する。 百二十三号)第六十五条の規定により、次の指定自立支援医療機関(育成医療及び更 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 (平成十七年法律第

令和五年六月九日

アルス調剤薬局	名
	称
弘前市大字墳	所
弘前市大字境関字西田三二の一	在
一 元 五	地
五令和七二五	年 月 日 日

青森県知事

三

村

申

吾

青森県告示第四百一号

り次のとおり医師を指定したので、青森県身体障害者福祉法施行細則 身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)第十五条第一項の規定によ (昭和六十二年

三月青森県規則第二十六号)第五条の規定により告示する。

令和五年六月九日

青森県知事 三 村 申 吾

伊藤	氏	
貴司	名	
央十	名	勤
病和 院田 市		務
立中	称	す
番十	所	る
町和一田	,.	病
四市の西	在	院
八十二	地	等
機呼 能吸	311	分
能障害) (器内科	担	Ŷ.
(呼	乖	}
叮吸器	E	
<sub>五</sub> 令 ·和	年	指
ネ <sup>™</sup>	月日	定
_	Н	<i>I</i> C

青森県告示第四百二号

り、 り公示し、届出に係る指定漁船調書を次のとおり縦覧に供する。 る同意を求めるための届出があったので、 漁船損害等補償法施行令(昭和二十七年政令第六十八号)第五条第一項の規定によ 漁船損害等補償法(昭和二十七年法律第二十八号)第百十二条第一項の規定によ 同令第五条第三項の規定により、 次のとお

令和五年六月九日

吾

		湖小川原	の加 名入 称区	届
上北郡東北町上	上北郡東北町字	上北郡東北町旭	発起人の	出出
町上北北一丁目三	船ケ沢六三の	旭北二丁目三一	の住所及び	事
濱田の一二〇	濱田 正志	沼の尾一栄一	氏 名	項
二九令十日和三かた			期	指定流
日ら年 ま同六 で月月		間	漁船調	
業小 協川 同原		場	書の縦	
		組湖合漁	所	覧

青森県知事 三 村 申

> 裁定の申請があったので、同条第二項において読み替えて準用する同法第三十八条第 農地中間管理機構から農地を利用する権利 項の規定により公告する。 農地を利用する権利の設定の裁定申請 (昭和二十七年法律第二百二十九号)第四十一条第一項後段の規定により、 (以下「利用権」という。)の設定に関し

農地法

令和五年六月九日

青森県知事 三 村 申 吾

申請に係る農地の所在、 地番、 地目及び面積

野一八の三南津軽郡田舎館村大字前田屋敷字西中	所在及び地番
畑	地目
一、七七二	面積(平方メートル)

申請に係る農地の利用の現況

耕作の事業に従事する者が不在となり、又は不在となることが確実と認められ

四 申請に係る農地についての申請者の利用計画の内容の詳細 希望する利用権の始期及び存続期間並びに借賃に相当する補償金の額 裁定手続後に、農地中間管理機構から借受希望者に農地を貸し付ける。

利用権の始期
存続期間
借賃に相当する補償金の額(円)

申請に係る農地の所有者は、

知事に意見書を提出することができる。

1

提出期限

Ŧī.

意見書の提出

令和五年六月二十三日

2 提出先

青森県農林水産部構造政策課

- 所の所在地並びに代表者の氏名 意見書の提出者の氏名及び住所(法人にあっては、その名称及び主たる事務
- 意見書の提出者の有する権利の種類及び内容
- 意見書の提出者の申請に係る農地の利用の状況及び利用計画
- <u>(四</u>) 意見書の提出者が申請に係る農地を現に耕作の目的に供していない理由
- $(\overline{H})$ 意見の趣旨及びその理由
- その他参考となるべき事項

# 

種苗生産事業者講習会の開催

和四十五年政令第百九十四号) 令和五年度種苗生産事業者講習会を次のとおり開催するので、 林業種苗法 (昭和四十五年法律第八十九号)第十条第三項第三号イの規定により、 第三条の規定により公告する。 林業種苗法施行令(昭

令和五年六月九日

青森県知事 三 村 申 吾

る。

## 開催の日時及び場所

日令	年	
金五年	月	開
七月七	目	催
時分午 四か前 十ら九	開	日
十分まで カ時十五 で	催時間	時
高十 清和 水田	所	
三市 八大 七字	在	場
相坂字	地	
業研究所十紀	会	
和田ほ場トースをは、	場	所

#### 講習科目

- 種苗に関する法令
- 種苗の産地及び系統に関する事項
- 種苗の生産技術に関する事項

## 受講者の資格

青森県内に住所を有する者で、生産事業を行おうとする者又は生産事業に従事し

ようとする者

#### 四 受講手続

を記入し、受講手数料として一万四千円相当額の青森県収入証紙を受講申込書に添 は、 講習を受けようとする者は、講習会開催の十日前までに、受講申込書 住所地を管轄する地域県民局地域農林水産部に備付けしている)に必要な事項 (申込用紙

## 講習修了証明書の交付

えて青森県農林水産部林政課に提出すること。

Ŧī.

講習修了証明書は、全ての講習科目を受講した者に限り交付する

### 六

(電話○一七―七三四―九五一三番)に問い合わせること。 受講に関して不明な点があるときは、青森県農林水産部林政課森林整備グループ

## 建設業者の許可の取消し

建設業者の許可を取り消したので、 建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり 同法第二十九条の五第一項の規定により公告す

令和五年六月九日

青森県知事

三

村

申

吾

代表者の氏名 千島博

商号又は名称

有限会社島工務店

- $\equiv$ 主たる営業所の所在地 青森市西滝三丁目二五の一二
- 許可番号 青森県知事許可(般―二)第一二三二八号

四

- 取消年月日 令和五年四月十八日
- 六 五 取消しに係る建設業の許可

建築工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

より解散したことが、 一項第五号の規定に該当する。 令和五年三月三十一日前記建設業者が合併又は破産手続開始の決定以外の事由に 届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第

る。

## 建設業者の許可の取消し

る 建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告す 建設業法 (昭和二十四年法律第百号) 第二十九条第一項の規定により、 次のとおり

令和五年六月九日

青森県知事

三

村

申

吾

株式会社木商建設

代表者の氏名 川村茂

商号又は名称

三 主たる営業所の所在地 青森市奥野一丁目六の一〇

兀 許可番号 青森県知事許可(般―三)第四八八三号

Ŧī. 取消年月日 令和五年四月十八日

取消しに係る建設業の許可

建築工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

より解散したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第 令和五年三月三十一日前記建設業者が合併又は破産手続開始の決定以外の事由に

青

項第五号の規定に該当する。

## 建設業者の許可の取消し

建設業者の許可を取り消したので、 建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり 同法第二十九条の五第一項の規定により公告す

令和五年六月九日

商号又は名称 相内建設株式会社

代表者の氏名 相内立己

> 青森県知事  $\equiv$ 村 申 吾

> > 許可番号 主たる営業所の所在地 青森県知事許可 東津軽郡今別町大字山崎字山崎六八の一 (般─二) 第一○一九号

六 五 取消年月日 令和五年五月九日

四 三

取消しに係る建設業の許可

管工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

ŋ 確認された。このことが、 令和五年一月二十九日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出によ 建設業法第二十九条第 一項第五号の規定に該当する。

## 建設業者の許可の取消し

建設業者の許可を取り消したので、 建設業法 (昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり 同法第二十九条の五第一項の規定により公告す

る

令和五年六月九日

青森県知事

 $\equiv$ 

村

申

吾

代表者の氏名 佐藤幸子

商号又は名称

有限会社光和通建

 $\equiv$ 主たる営業所の所在地 十和田市大字三本木字千歳森三八九の三

許可番号 青森県知事許可(般―三〇)第五〇〇三八三号

Ŧī. 取消年月日 令和五年四月二十六日

四

六 取消しに係る建設業の許可

土木工事業及び舗装工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

ŋ **〜確認された。このことが、** 令和五年二月二十七日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出によ 建設業法第二十九条第一項第五号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告す 建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり

る。

令和五年六月九日

青森県知事

三

村

申

吾

代表者の氏名 商号又は名称 砂渡清江 株式会社砂渡鉄工

 $\equiv$ 主たる営業所の所在地 上北郡六戸町大字犬落瀬字後田五 二の四七

許可番号 青森県知事許可(般—三)第一四二二八号

取消年月日 令和五年五月二十二日

六 五 四

取消しに係る建設業の許可

建築工事業に係る一般建設業の許可

七

取消しの原因となった事実

確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第五号の規定に該当する。 令和五年二月二十日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により

建設業者の許可の取消し

る。 建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告す 建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり

令和五年六月九日

青森県知事 三 村 申 吾

商号又は名称 有限会社アオモリ・サンド企画

代表者の氏名 山本孝浩

 $\equiv$ 主たる営業所の所在地 むつ市大字奥内字大室平一〇の三

許可番号 青森県知事許可(般―三〇)第六〇〇二二六号

Ŧī. 四 取消年月日 令和五年五月十一日

六 取消しに係る建設業の許可

土木工事業及びとび・土工工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

> 認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第五号の規定に該当する。 令和五年五月八日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確

青森市長島一丁目一番一号 青森市長島一丁目一番一号

東奥 印刷 株式 会社青森市第二間屋町三丁目一番七七号 - (印刷所・販売人)

(発 森行 市所 長丸